

大使館からのお知らせ（ポーランド国内制限の強化地域の変更
及び制限内容の強化について（10月16日））

<ポイント>

○10月10日（土）にポーランド全域に拡大された制限措置が、10月17日（土）から、さらに強化されます。引き続き、全ての公共の場において、口と鼻をマスク等で覆うことが義務化されており、公共交通機関の定員や集会可能人数等制限が強化されます。詳細は以下を参照下さい。また、違反者のチェックが厳しくなっており、違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

○感染予防措置を心がけて下さい。

10月15日（木）、モラヴィエツキ首相及びニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、10月10日に開始されたポーランド全域における新型コロナウイルス感染防止のための制限の強化について、最新の感染状況を踏まえ、10月17日（土）から制限を強化する旨発表しました。ワルシャワ、クラクフ、グダンスク、ポズナン、ウッチ、トルン等の主要都市を含む152地域が赤ゾーンに、赤ゾーン以外の地域は全て黄ゾーンに指定されています。詳細は首相官邸のTwitter

<https://twitter.com/PremierRP/status/1316767384787660801>）に掲載されている一覧を確認願います。制限強化内容等については、以下のとおりです。また、違反者のチェックが厳しくなっています。違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

1 赤ゾーン

(1) 該当地域

ワルシャワ、クラクフ、グダンスク、ポズナン、ウッチ、トルン等主要都市を含む152地域。

(2) 強化制限

- (ア) 全ての公共の場において、口と鼻をマスク等で覆うことが義務化。
- (イ) 交通機関の乗客を、座席数の50%、又は定員数の30%までに制限。
- (ウ) 商業施設の入店可能人数をレジ1台につき5人までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手を消毒することが必要。
- (エ) 商店、薬局及び郵便局について、月曜日から金曜日の午前10時から正午までは、60歳以上のみ利用可能。
- (オ) 飲食店は、営業時間を6時から21時まで（持ち帰り用、配達用のサービス提供は制限されない）とし、テーブルは1つおきで使用し、着席まで鼻と口をマスク等で覆う（従業員は常に口と鼻を覆う）こと。
- (カ) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (キ) 美容室、美容院、タトゥースタジオは、利用中の顧客と店員のみ店内に滞在可能。

- (ク) 屋内外を問わず、見本市、会議などの開催禁止。
- (ケ) 屋内外を問わず、スポーツイベントは無観客で行い、文化的イベントは、観客を座席数の25%までに制限。
- (コ) プール、ウォーターパーク及びジム・フィットネスクラブの営業停止。
- (サ) 映画館は、入場者を定員の25%に制限し、ソーシャル・ディスタンスの確保、マスク等で口と鼻を覆うことが必要。
- (シ) 遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の閉鎖。
- (ス) 教会における宗教行事への参加者を、「7平方メートルあたり1人」に制限。
- (セ) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会は、10月19日(月)から禁止。
- (ソ) 集会への参加者は、最大10人までに制限。
- (タ) 高等学校以上の教育機関において、実務授業を除きリモート授業の義務化。

2 黄ゾーン

(1) 該当地域

上記1(1)の地域以外の全ての地域。

(2) 強化制限

- (ア) 全ての公共の場において、口と鼻をマスク等で覆うことが義務化。
- (イ) 交通機関の乗客を、座席数の50%、又は定員数の30%までに制限。
- (ウ) 商業施設入店時には、手袋の着用又は手を消毒することが必要。
- (エ) 商店、薬局及び郵便局について、月曜日から金曜日の午前10時から正午までは、60歳以上のみ利用可能。
- (オ) 飲食店は、営業時間を6時から21時まで(持ち帰り用、配達用のサービス提供は制限されない)とし、テーブルは1つおきで使用し、着席まで鼻と口をマスク等で覆う(従業員は常に口と鼻を覆う)こと。
- (カ) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (キ) 療養所、リハビリステーションの利用は、治療開始の6日前までの間に受検したPCR検査が陰性であることを証明することが必要。
- (ク) 美容室、美容院、タトゥースタジオは、利用中の顧客と店員のみ店内に滞在可能。
- (ケ) 見本市、会議等は、鼻と口を覆う義務のあるオープンスペースにて開催が可能。限られたスペースで開催する場合には、参加者数を座席の定員の50%に制限し、「4平方メートルに1名」の距離を保つことが必要。
- (コ) 屋内外を問わず、スポーツイベントは無観客で行い、文化的イベントは、観客を座席数の25%迄に制限。
- (サ) プール、ウォーターパーク及びジム・フィットネスクラブの営業停止。
- (シ) 映画館は、入場者を定員の25%に制限し、ソーシャル・ディスタンスの確保、マスク等で口と鼻を覆うことが必要。
- (ス) 遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の利用には、「10平方メートルあたり1人」の距離の確保が必要。

- (セ) 教会における宗教行事への参加者を、「4平方メートルあたり1人」に制限。
- (ソ) 結婚式やその他お祝いのための集会は、10月19日(月)から、参加者を最大20人までに制限し、ダンスを禁止。
- (タ) 集会への参加者は、最大25人までに制限。
- (チ) 高等学校以上の教育機関において、対面授業とリモート授業のハイブリッド方式の義務化。

3 新規感染者数が増大しています。引き続き、マスク着用や手洗い(含む消毒)、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、予防措置を心がけて下さい。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話: +48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります)。

☆メール: cons@wr.mofa.go.jp

☆HP: https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html

【ご参考: 地図(ポーランド首相官邸 Twitter から)】

